

【 お 知 ら せ 】

ビビットポイント登録の 最終申請期限について

令和5年度中にビビットポイント対象活動を実施された方は、

令和6年4月30日までに学生支援センター1Fの学生支援課まで申請してください。

5月に入ると、申請してもポイントは入力しませんのでご注意ください。

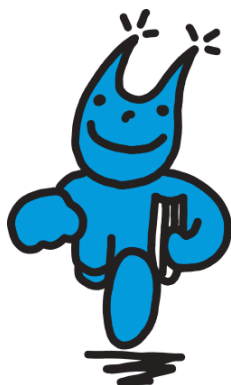
＜ビビットポイント対象活動＞

ボランティア活動、地域貢献活動、学内委員活動、サークル活動 etc...

※ビビットポイント制度とは

サークル活動やボランティア活動などの正課外の活動に応じてポイントを付与し、ポイント数に応じて学生支援センター1Fにてチケットに交換後、島根大学生協で学用品・書籍等に交換できる制度です。

ビビットポイントの詳細についてはビビットポイントご利用案内をご覧ください。



【問い合わせ先】

島根大学学生支援センター1F
学生支援課学生生活支援グループ

Tell: 0852-32-9764

Email: ssd-seikagai@office.shimane-u.ac.jp